

令和 8（2026）年度 Z E V 普及啓発業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 8（2026）年度 Z E V 普及啓発業務（以下「委託業務」という。）を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

2 背景・目的

本県では、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素を軸とし、県民の行動変容を促す「とちぎカーボンニュートラル 15 アクション県民運動」を令和 6（2024）年度に開始した。本取組の一環として、交通分野の脱炭素化に向けて県民や事業者が Z E V の選択を「自分事」として捉え、具体的な行動変容につながるよう、具体的に取り組みやすいキャッチフレーズを制作するとともに、これを核としたポスター、動画及びバスのラッピングを制作することを目的とする。

3 用語の定義

この事業において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) Z E V 走行時に C O 2 等の排出ガスを出さない電気自動車（E V）やプラグインハイブリッド自動車（P H V）、燃料電池自動車（F C V）を指す。なお、P H V は E V モードによる走行時に限る。
- (2) 電動車 ハイブリッド車（H V）、電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、燃料電池自動車（F C V）を指す。

4 業務の内容

乙は、Z E V に関心の薄い県民や事業者をターゲットとし、以下(1)～(4)の内容に従って遂行すること。

また、各業務において表現やデザインに統一感を持たせ、全体として一貫したメッセージを発信すること。

(1) キャッチフレーズ制作業務

ア キャッチフレーズ及び文字デザインの制作

2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップに掲げる中間目標「2030年度までに乗用車の 6 割および商用車の一部を電動車への転換」の達成に向けて、県民や事業者が Z E V 等の電動車の選択を「自分事」として捉えられるよう、簡潔で親しみやすく、分かりやすいキャッチフレーズ及び文字デザインを制作すること。

なお、乙は複数の提案を行い、甲と協議の上決定すること。

イ 制作期限

令和 8（2026）年 5 月を予定しているが、甲と協議した上で決定する。

(2) ポスター制作業務

(1)で決定したキャッチフレーズを核としたポスターを制作し、掲出施設の選定、掲出施設の管理者との調整及び発送を行うこと。

ア デザイン制作等

(ア) 専門的な用語の多用は避け、幅広い層に分かりやすい表現とするとともに、長期的に掲出できるデザインとすること。

なお、ポスターのデザインについては、甲と協議の上決定すること。

(イ) ポスターのサイズはB2以上のフルカラーとし、印刷枚数は2,000枚以上とする。

イ 掲出施設の選定等

(ア) 多くの県民や事業者の目に触れる施設を選定すること。

(イ) ポスターの掲出に調整が必要な施設については、あらかじめ施設管理者に了承を得ること。

(ウ) ポスターの発送先については、甲と協議の上決定すること。なお、発送費や掲出費については、委託料に含むものとする。

(想定掲出施設)

- ・自動車販売店
- ・金融機関（郵便局を含む。）
- ・自動車教習所
- ・県内公共施設 等

ウ 制作期限

令和8（2026）年9月を予定しているが、甲と協議した上で決定する。

(3) 動画コンテンツ制作業務

(1)で決定したキャッチフレーズを使用し、以下の内容で動画を制作すること。なお、SNS等を用いたデジタルマーケティングにおける活用を想定した構成とすること。

また、SNS等で使用するサムネイル画像を作成すること。

ア 制作本数及び再生時間

- ・長編動画（3分程度） 1本
- ・短編動画（15秒） 2本

なお、短編動画は長編動画を短くしたものとし、YouTube15秒ノンスキップブル動画での配信を想定した作りとする。

イ 動画の内容

以下の(ア)及び(イ)の内容を盛り込み、視聴者が自分事として捉えられる動画とすること。

(ア) ZEVの個人ユーザーの使い方の具体的な紹介

実際にZEVを所有している個人ユーザーにインタビューを行うなど、日常生活における使用シーン（休日（遠距離の外出を含む。）や通勤等）を撮影し、ZEVを選択した理由、使用して感じたメリットを盛り込み、視聴者が具体的に理解できる内容とすること。

(イ) ZEVの事業者ユーザーの使い方の具体的な紹介

実際にZEVを所有している事業者ユーザー等（例：タクシーの運転手と乗客）にインタビューを行うなど、業務で使用しているシーンを撮影し、ZEVを選択した理由、使用して感じたメリットを盛り込み、視聴者が具体的に理解できる内容とすること。

(参考) ZEVの特徴や導入メリットの例

- ・走行時に排出ガスがなく、環境への負荷が小さい

- ・発進から力強く滑らかな加速が得られる
- ・エンジン音がないため静粛性が高く、快適な運転となる
- ・自宅や職場での充電が基本となるため利便性が高い
- ・エネルギーコストの抑制になる 等

ウ 想定使用用途

- ・YouTube栃木県公式チャンネル、栃木県ホームページ、とちぎ気候変動対策ポータルサイト (<https://zerocarbon.pref.tochigi.lg.jp/>) への掲載
- ・YouTubeインストリーム広告、その他の広告媒体等

エ 制作期限

令和8(2026)年12月を予定しているが、甲と協議した上で決定する。

オ 留意事項

- ・乙は原案として、シナリオ案及び絵コンテを作成すること。
- ・具体的な内容(構成・シナリオなど)については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。
- ・企画、取材、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作に係る一切の業務について実施すること
- ・字幕やナレーション等を利用すること。
- ・動画の展開と音響のリンクを意識すること。
- ・編集後の動画案制作後、甲による校正機会を設けること。
- ・サムネイルは、制作した動画の一部を使用し、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザインとすること。
- ・制作した動画は期限無く甲が利用できるものとする。

(4) ラッピングバス広告制作業務

(1)で決定したキャッチフレーズを核とした、バス1台分のフルラッピングのデザインを制作し、宇都宮市内を中心に運行するEV路線バスに掲出すること。

ア デザイン制作

専門的な用語の多様は避け、幅広い層に分かりやすいデザインとすること。
 なお、最終デザインは甲と協議の上決定すること。

イ ラッピングバスへの掲出

- (ア) 掲出期間は、令和8(2026)年10月1日(木)から令和9(2027)年3月31日(水)までを予定している。なお、掲出料は、委託料に含むものとする。
- (イ) 掲出するバス会社が定める規則及び指示に従うこと。

5 成果品等の提出

(1) 成果品等の内容

- ア 実績報告書(A4版・長辺綴じ・簡易製本)1部
- イ 制作したポスターの電子データ(PDFファイルで編集不可の形式)
- ウ 制作した動画(再編集可能なマスターデータを含む。)
- エ ラッピングバスのデザインデータ
- オ その他甲が指示するもの

なお、イ、ウの提出方法はＣＤ－Ｒとし、甲が実施する広報活動（報道発表資料の添付資料、栃木県ホームページへの掲載等）において二次使用することができるものとする。

(2) 提出期限

令和９（２０２７）年３月１５日（月）

6 契約期間

契約日から令和９（２０２７）年３月３１日（水）まで

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施目的はＺＥＶの普及促進であり、特定の自動車メーカー、車種、充電設備等のＰＲを目的とするものではない。
- (2) 成果物（デザイン、イラスト、写真など）の著作権・著作権等の権利は、原則として、全て甲に帰属するものとする。また、甲はこれらの全てについて、事前連絡なく、加工、二次利用する権利を有するものとする。
- (3) 成果物が、甲以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、乙が確認すること。
- (4) 素材に用いるイラスト、写真については特に制限は設けないが、素材に含まれる第三者の著作権その他の全ての権利についての交渉、処理は乙が行うものとし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 業務内容の詳細について、甲と協議の上、作業を進めるとともに、本仕様書に明示がないもの及び疑義が生じた事項については、甲と協議して定めるものとする。
- (6) 乙は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、あらかじめ甲の承認を受けた上で、委託業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、再委託をする場合は、委託業者に(1)～(5)を遵守させること。
- (8) 本仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容について、甲と乙との協議の上、内容の一部変更を行うことがある。
- (9) 委託業務の実施にあたっては、乙は甲と協議及び打合せを行うとともに、甲の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議及び打合せは、甲又は乙の求めに応じ実施し、その議事録の作成は乙が行い甲に提出するものとする。
- (10) 甲は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (11) 業務の円滑な履行について、迅速、柔軟に対応すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されている趣旨を遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について事業計画書及び実施行程表を作成し、甲に提出することとする。

なお、甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができることとする。